

令和7年度 宮崎県農業担い手確保・育成基金事業

令和7年4月1日施行

事業名	助成額等	事業対象者	助成対象期間	書類提出の経由機関等	申請期限・審査会日程予定
1 新規就農支援研修生助成事業 就農前の技術等習得に不可欠な研修時の支援として、国の新規就農者育成総合対策就農準備資金（（旧）農業次世代人材投資事業による準備型）で非該当者（就農時年齢50歳以上等）についても、担い手として確保していく必要があることから支援を行う。	* 定額補助： (1) [各JAの研修生] 公社 3万円／月 (※市町村 3万円／月、JAみやざき6万円／月 合計144万円／年) (2) [実践塾、農業法人等の研修生] 公社 6万円／月	* 助成対象者：65歳未満で国事業（準備型等）の非該当者 1 JAみやざきが実施主体で、JAみやざき各地区本部の要領に基づく研修生 2 実践塾、農業法人、先進農家等で研修を行う新規参入者等 3 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。（注1） 4 原則として生活費の確保を目的とした国等の他の事業による給付等を受けていないこと。	・1年以上2年以内 ・助成期間は最大2年間	1 JA研修生 申請者 → JAみやざき各地区本部長又はJAみやざき出資法人の長 → JAみやざき代表理事組合長 → 公社理事長 2 みやざき農業実践塾生 申請者 → 実践塾所長 → 公社理事長 3 農業法人・先進農家等 申請者 → 市町村長又はJAみやざき各地区本部長 → 公社理事長	第1回申請書提出期限 ・令和7年6月13日 審査会 ・令和7年7月16日
2 先進農業研修資質向上支援事業 青年農業者等が将来の地域農業を担うリーダーとして成長できるよう、技術習得のため、また見聞を広める国内外の先進地への研修の支援を行う。	* 補助率：1/2以内 (1) 短期研修(6ヶ月未満) [国内]2万円以内/人 [国外]10万円以内/人 (2) 長期研修(6ヶ月以上) 20万円以内/人	1 県内に在住し、現に農業青年等の組織する団体に属している農業青年、または上記団体に属する事を確保できる就農予定者のうち、市町村長又はJAみやざき各地区本部長理事が推薦する者 2 原則として県段階の組織・団体が主催する研修に参加する者で、その団体の長が推薦する者		1 申請者 → 市町村長又はJAみやざき各地区本部長 → 農林振興局長（普及） → 公社理事長 2 申請者 → 団体（県段階）の長 → 公社理事長	第2回申請書提出期限 ・令和7年9月26日 審査会 ・令和7年10月31日
3 新規就農者初期経営安定支援事業 初期投資の負担が大きい新規就農者に対して、経営安定を図るため、農地、施設、機械の賃借料の一部助成、青年等就農資金の保証料の補てんを行う。 なお、青年等就農資金の借り入れに伴う債務保証料の助成は、令和6年度融資実行分を令和7年度に限り未申請者に対して行う。	* 補助率：1/2以内((1), (2), (3)) 税抜き ・国事業（経営開始資金）を受給している者は、300千円を上限とする。 ・施設賃貸借契約に含まれるもの、親族（3親等以内）からの借地、貸借、リースは対象外とする。 (1) 農地の借地料：[施設]30a、[露地]7ha限度 ※利用権設定が必要 (2) 農畜産用施設の賃借料： 10万円以内/10a、施設30a限度 (3) 農畜産用機械のリース料：10万円以内/台 3台以上の場合は300千円を上限とする。 (4) 保証料補てん：30万円限度 (令和6年度実行分の経過措置)	* 認定新規就農者等 (令和6年度以降の認定期間とする。) 1 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。（注1） 2 原則として生活費の確保を目的とした国等の他の事業による給付等を受けていないこと。 3 青年等就農資金の借り入れに伴う債務保証料の令和6年度融資実行分に係る助成を受けていないこと。	※認定新規就農者等の期間内の3年間 ※債務保証料の考え方については左欄のとおり	申請者 → 市町村長又はJAみやざき各地区本部長 → 農林振興局長（普及） → 公社理事長	第3回申請書提出期限 ・令和7年12月23日 審査会 ・令和8年2月5日
4 新規就農者支援アグリファミリー設置事業 新規就農者の就農後の経営安定、早期定着を図るために、栽培（飼養）技術指導、経営や地域活動等について、ベテラン農家の責任ある指導・支援に対して謝金を交付する。	* 定額補助：5万円／年 (助成対象者1人当たり新規就農者-2経営体上限)	・新規就農者と当要領に掲げる「アグリファミリー設置活動契約書」を締結する者 〔新規就農者初期経営安定支援事業を活用する新規就農者に対して、就農地の関係機関と連携し、アグリファミリー事業の活用を促す。〕	*原則2年間	申請者 → 農林振興局長（普及） → 公社理事長	
5 特認事業 農業後継者及び農業担い手を確保・育成するために理事長が必要と認める事業に対して助成を行う。	理事長が別に定める。	理事長が別に定める。		申請者 → 公社理事長	

注1 ただし、600万円を超える場合であっても、助成対象者とすべき事情があると理事長が認める場合はこの限りではない。